

事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。

【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】

- ・ 国、当該事務及び事業を担う独立行政法人、当該事務及び事業と関連する又はそれと類似する国の事務及び事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。それは、独立行政法人における当該事務及び事業の開始以降及び当該独立行政法人に係る前回の中期目標の期間の終了時以降どのように変化しているか。現行の分担関係には、どのような効果があるか。当該事務及び事業について国と独立行政法人との間の分担関係を改める、独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。

【現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係】

- ・ 当該事務及び事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。当該事務及び事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務及び事業とした場合に、どのような問題が生じるか。
- ・ 特定独立行政法人の事務及び事業の場合、当該事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。公務員が担うことにより、どのような効果があるか。公務員以外の者が担当することとした場合に、どのような問題が生じるか。

(3) 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点

【効率化、質の向上等の達成状況】

- ・ 当該事務及び事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。当該事務及び事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。当該事務及び事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。

【効率化、質の向上等に係る指標等の動向】

- ・ 独立行政法人内で当該事務及び事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。また、当該指標は、当該独立行政法人における当該事務及び事業の開始以降及び当該独立行政法人に係る前回の中期目標の期間の終了時以降どのように推移しているか。
- ・ 特に、財務状況については、当該事務及び事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっているか。当該事務及び事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。

当該事務及び事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務及び事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものを

それぞれ見いだすことが困難な場合には、当該事務及び事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務及び事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合に、良好であると言えるか。

【勘定区分の機能状況】

- ・ 当該事務及び事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか。勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べて相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。また、逆に新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。

【受益者負担の在り方】

- ・ 利用者、顧客、受益者等から事務及び事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。当該事務及び事業について、対価を徴収することとした場合に、どのような問題が発生するか。また、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、その見直しが必要となっていないか。

(4) 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点

【過去の見直しの経緯及び効果】

- ・ 当該事務及び事業についての過去の見直し(独立行政法人による自主的見直しを含む。)の経緯はどのようになっているのか。各見直しのねらいはどのようになっており、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。また、その効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。
- ・ 当該事務及び事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。また、当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。

4 検討の手順

(1) 年度評価における事務及び事業全体の精査

当委員会は、各府省の独立行政法人評価委員会が行う年度評価の結果についての評価を行う際に、当該年度評価の結果の中に示されている独立行政法人の業務の在り方等の方向について精査を行い、必要と認められる意見を述べることとしている。

当委員会としては、当該精査を、中期目標の期間の終了時における勧告に向けた検討の一環としても位置付け、視点及び特性をも踏まえつつこれを行うこととする。その結果、独立行政法人の事務及び事業の全体について必要と認められる改善の方向性や、その改善の鍵となるものとして、中期目標の期間の終了時における勧告に向けて当委員会が改廃の必要性を直接検討すべき事務及び事業が見いだされた場合には、年度評価の結果について意見を述べる際に、別途、当該改善の方向性や改善の鍵となる事務及び事業が見いだされた旨の指摘を併せて行うものとする。

特に、中期目標の期間の最終年度に実施する年度評価(中期目標の期間の最終年度の前年度の業務の実績に関する評価)の結果についての意見を述べる際に、当委員会が改廃の

必要性を直接検討すべき事務及び事業に関する上記の指摘を行う場合には、可能な限り具体的な指摘を行うものとする。

また、このような指摘を行った場合は、これに対する当該独立行政法人、当該独立行政法人を所管する府省及び当該独立行政法人の評価を行う各府省の独立行政法人評価委員会の見解並びに当該見解の具体的根拠を把握するものとする。

(2) 具体的な措置の検討

当委員会は、中期目標の期間の最終年度に実施する年度評価の結果についての意見を述べる際に、当委員会が改廃の必要性を直接検討すべき事務及び事業に関する具体的な指摘を行った場合、以後の勧告のための検討を的確に行うため、当該事務及び事業について、所要の情報収集、各方面の意見聴取等を迅速かつ積極的に行うものとする。

その際、当該事務及び事業の中期目標の期間を通じた実績の把握を行う場合その他必要な場合には、独立行政法人の長又はその主務大臣に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を要請するものとする。また、特に必要な場合においては、独立行政法人の長及び主務大臣以外の者に対しても、必要な協力を要請するものとする。

当委員会としては、これらの情報収集等や年度評価の結果についての評価を通じて得られた情報等に基づき、視点及び特性に沿って検討を深め、必要と認められる場合には、独立行政法人の事務及び事業の改廃に関し、以下に掲げるような措置について、できるだけ具体的な勧告を行うものとする。

また、その検討の際には、独立行政法人の事務及び事業に関連する政策評価の結果を考慮に入れるとともに、関連する内閣の方針、総務省が行う行政評価・監視の結果等を踏まえるものとする。

なお、中期目標の期間の最終年度に実施した年度評価についての意見を述べた後に、勧告に向けて改廃についての検討を行う必要性が緊急に生じた事務及び事業についても、上記に準じて検討を進め、必要な勧告を行うものとする。

<独立行政法人の事務及び事業について想定される措置>

- 事務及び事業の廃止
- 民間又は地方公共団体への移管
- 事務及び事業に関する制度的独占の廃止
- 自主財源による事務及び事業や受託による事務及び事業への移行、事務及び事業に係る補助金等依存度の更なる縮減
- 事務及び事業のほかの独立行政法人又は国への移管
- 事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大
- 事務及び事業の戦略化・重点化又は整理縮小
- 事務及び事業の運営の合理化・適正化

- 市場テスト(事務及び事業について、民間その他の組織からの入札を募集し、独立行政法人が実施するよりも当該組織が実施した方がコストと品質の面で優れていれば当該組織に委託することとする。)その他事務及び事業についての改善措置の試行的実施等

5 透明性の確保及びフォローアップの実施

当委員会が、年度評価の結果についての意見を述べる際に、改廃の必要性を直接検討すべき事務及び事業に関する指摘を行った場合は、当該指摘の内容を速やかに公表するものとする。

また、当委員会が、主務大臣に対して勧告を行った場合には、その実効性を確保する観点から、関係独立行政法人、関係独立行政法人評価委員会及び独立行政法人関係制度を所管する関係府省にその写しを送付するとともに、当該勧告の内容を速やかに公表するものとする。以上に加えて、当委員会が、勧告のための検討において用いた独立行政法人の個々の事務及び事業に関する当該独立行政法人、各府省及び各府省の独立行政法人評価委員会の見解及びその根拠、関係資料、データ等についても、これを適時に公表するものとする。

さらに、当委員会は、中期目標の期間の終了時における独立行政法人の組織及び業務の見直しのための措置として行われた関係法令の改廃、新たな中期目標の期間に係る中期目標・中期計画の変更、独立行政法人に対する予算措置等において、当委員会の勧告の内容の反映状況等について、逐次フォローアップを行うとともに、その結果を公表する。